

奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八百五十円」を「二万七千円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「自己都合退職者」の下に「（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条の二第一項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則第二十項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。